

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と、永続的な成長を目指すため、株主その他のステークホルダー（従業員、消費者、取引先、地域社会等）に対する責任を誠実に果たすことが必要であると考えております。またその実現のためには、内部統制システム及びリスク管理体制の徹底を図ること、株主、投資家への正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、透明で質の高い経営の実現に取り組むことが重要であると考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	8,098,000	33.09
株式会社エムツウ	2,500,000	10.21
タカキュー取引先持株会	484,918	1.98
一般財団法人高久国際奨学財団	250,000	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	219,000	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	178,700	0.73
高久 真佐子	165,569	0.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	162,200	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	159,900	0.65
タカキュー社員持株会	157,100	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	2月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
神谷 和秀	他の会社の出身者							△	○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷 和秀		昭和57年2月ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 平成26年3月イオン株式会社執行役サービス 専門店事業最高経営責任者 現任 リフォームスタジオ株式会社代表取締役会長、株式会社イオンファンタジー取締役 イオン株式会社は当社の株式を33.09%保有しており、同社の子会社と店舗賃貸借契約に基づく取引関係に、リフォームスタジオ株式会社とは外注加工の委託取引関係にありますが、これら取引は定型的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	イオン株式会社との業務及び資本提携契約の一環。 企業経営等に豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有し、当社経営に資するところが大きいと判断したため選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、常勤監査役を中心に会計監査人と連携、顧問弁護士等各種専門家の助言のもと、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。会計監査人につきましては、監査役会に対して監査計画を説明し、期末及び第2四半期決算時は監査内容・監査実施状況・監査結果の報告を行っております。

内部監査部門については、コンプライアンス部を設置しており、内部監査計画を基に専任2名と常勤監査役が連携を取りながら、業務が法令、定款及び各種社内規程に従って適切かつ有効に運用されているかを調査し、取締役会に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
寺西 昭	弁護士														
大井 順三	他の会社の出身者														
草柳 廣	他の会社の出身者									○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺西 昭	○	平成22年3月17日独立役員(現任)	法律専門家の視点から業務執行の適法性、妥当性等の経営監視機能を担っている。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、独立性が高く、一般の株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
大井 順三		—	金融機関等において要職を歴任、専門的な知識、豊富な経験に基く助言が監査体制強化に資するものと考え選任。
		昭和63年4月 扇屋ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 現任 イオン株式会社財務部財務部長代行兼資金管理グループマネージャー イオン株式会社は当社の株式を33.09%	イオン株式会社との業務及び資本提携契約の一環。 長年大手流通業に携わり、豊富な経験、実

草柳 廣	保有しており、同社の子会社と店舗賃貸借契約に基づく取引関係にありますが、この取引は定型的な取引であり、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。	績、見識を有し、経営に資するところが大きいと判断したため選任。
------	---	---------------------------------

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
--------------

今後一層の業績向上のためにはインセンティブを加味することも検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>
--

・報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。  
 ・取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まれておりません。

取締役(社外取締役を除く)  
 報酬等の総額 77,040千円  
 対象となる役員の員数 7名  
 監査役(社外監査役を除く)  
 報酬等の総額 13,080千円  
 対象となる役員の員数 1名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役の報酬等は平成元年5月25日開催の第40回定時主総会決議に基づく年額400百万円以内を限度とし、取締役会での協議のうえ決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の招集等の情報伝達窓口は、経営企画部が担当しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社内取締役7名及び社外取締役1名で構成され、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また重要執行方針を協議する会議体として、取締役に加えて各部門長も出席する情報連絡会を原則月1回開催しております。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

内部監査については、コンプライアンス部(専従者2名)を設置しております。コンプライアンス部は、内部監査規程に基づいて組織及び制度監査、経営能率監査、会計に関する監査を中心に、これらを定期もしくは臨時に実施し、取締役会への結果報告、被監査部門への勧告を行っております。また、金融商品取引法が上場会社に対し財務報告に係る内部統制報告書の提出を求めていることから、コンプライアンス部ではこの報告

を適切に行うための内部統制の整備・運用状況の評価に重点を置いて取り組んでおります。

FT(フェアトレード)委員会は、コンプライアンス部を事務局とし、独占禁止法や下請法の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、教育及び問題点の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役に報告しております。

会計監査の状況につきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、必要に応じて適宜監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。平成27年2月期期末において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は城戸和弘、郷右近隆也の2名であり、ともに有限責任監査法人トーマツに所属しております。また会計監査業務に係る補助者は、有限責任監査法人トーマツの監査計画に基づき、公認会計士4名、その他3名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は少人数で構成され、さらに社外取締役により、会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となっています。また独立役員の選定により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	4月30日発送
集中日を回避した株主総会の設定	5月20日株主総会開催

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページIR情報に掲載 <a href="http://www.taka-q.com">http://www.taka-q.com</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(第2四半期、期末決算発表日)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、業績推移、適時開示資料等 <a href="http://www.taka-q.com">http://www.taka-q.com</a>	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、『お客様最優先』の企業理念のもと、グループすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、「企業行動規範」及び「行動基準」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターンシップの受入れ、ショッピングセンター周辺の清掃活動実施。福祉施設への商品寄付。LED照明の導入。 オリジナルブランドスーツの裏地にはリサイクルの再生ポリエステルを使用、ボタンは従来廃棄されていた天然の椰子の実をくり貫いて使用。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、業務の適法性及び効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制にかかる諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。  
また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。  
これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。  
さらに、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
会社の損失の危険(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの 制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部が行うものとする。  
新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。各取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。取締役会は、各部門の担当取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社及びグループ各社毎の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、コンプライアンス部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を設けるものとする。  
監査役会は、コンプライアンス部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、特に専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 1.」に記載のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無      なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 情報取り纏め窓口及び情報開示関係者

当社は、社内各部署からの決定事実、発生事実及び月次売上高前年比情報等に関する情報は経営企画部、決算に関する情報、四半期開示に関する事項は経理部において取り纏め、開示の必要性についての判断を次の者が協議の上、決定いたしております。

情報開示関係者  
 代表取締役社長  
 経営企画部長  
 経理部長

なお、情報取扱責任者を経理部長と定め、会社情報について一元管理しております。

2. 情報開示基準

会社法、金融商品取引法等関連諸法令、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の適時開示に関する規則」に従っております。

3. 情報開示についての報告、承認

開示資料等の作成は、決定事実、発生事実に関しては経営企画部が担当、決算に関する情報、四半期開示に関する事項等の開示資料に関しては経理部が担当し、情報開示関係者が取締役会で報告し、承認を受けた会社情報について、速やかに開示を行います。月次売上高前年比情報に関しては経営企画部で作成し、情報取扱責任者、代表取締役社長の承認のもと、速やかに開示を行います。

4. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従いTDnetで公開し、また当社のホームページにおいても開示を行っております。

5. その他

開示の検討にあたっては、情報内容の必要に応じて監査法人及び外部専門機関への相談を行っております。

